

エシカル消費普及啓発促進のための動画制作及び放映業務に係る仕様書

1 委託業務名

エシカル消費普及促進のための動画制作及び放映業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

3 委託業務の概要

(1) 目的

「エシカル消費」とは、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動のことであり、持続可能な社会を実現するためには、日本の名目国内総生産（GDP）の過半数を占めている家計消費をより持続可能な消費行動に変容させることが重要である。

本市においても、「エシカル消費」の認知度向上に向けてこれまで様々な「エシカル消費」普及促進の取組を行ってきたが、その消費行動は多岐にわたる中で、消費者が「エシカル消費」を知るだけでなく、より身近な「自分ごと」と捉え、実践につなげやすい行動を示す動画を作成し、幅広い広報媒体等を含めたより積極的な普及促進を展開することで、消費者に「エシカル消費」をより身近に捉えていただき、「エシカル消費」の実践につなげていく。

(2) 動画内容

「エシカル消費」の実践例である、障害者支援につながる商品の購入、フェアトレード・寄付付き商品の購入、エコ・リサイクル・資源保護認証のある商品、サステナブルファッション、食品ロスの削減、再生可能エネルギーの利用、簡易包装の商品の購入、プラスチック削減、地産地消、伝統工芸品の購入などをテーマにし、以下の点に留意した動画とする。

ア 制作の留意点

- ・ 「エシカル消費」について、興味を持ちやすいシンプルかつ具体的なメッセージにより、幅広い層の方に「エシカル消費」の実践を促す内容（趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）とすること。
- ・ 実写・アニメーションは問わないが、本市「エシカル消費」普及促進キャラクター（えしかるん・えしかりん）を使用すること。また、同キャラクターについては、本市指定の声優を利用すること。（キャラクター詳細は別紙「えしかるん・えしかりん（キャラクターシート）」のとおり）
- ・ 音声も入れた動画とするが、視覚のみでもわかりやすく伝わる内容とすること。
- ・ 効果的な音響を使用し、必要に応じてオリジナル楽曲を制作する。
- ・ 動画コンテンツは、原則として字幕を入れたものを制作すること。
- ・ 複数年にわたり放映できるような、普遍的な内容とすること。（毎年数値が変動するようなデータは利用しないこと。）

イ 映像の用途

- ・ 本市関連施設、協働事業者の関連施設等での放映
- ・ 本市市営地下鉄駅構内（四条駅等）におけるデジタルサイネージでの放映
- ・ 本市主催の講座・セミナー等での放映
- ・ インターネットでの配信
- ・ その他

(3) 動画数

(2)に記載のテーマのうち、15秒の動画を8本程度制作すること。

※ 具体的な制作本数については、契約締結後に、受託者からの提案に基づき決定する。

(4) 動画データの規格

- ① 本市関連施設（市庁舎等）、京都市HP（YouTube等）等放映用
ファイル形式：MP4形式
解像度：1080pフルHD（幅1,920×高さ1,080pixel）

② デジタルサイネージ放映用（縦長 ver）

①の動画を使用し、以下の形式・イメージで作成すること。

ファイル形式：WMV 9 形式

サイズ：幅 1,080×高さ 1,920pixel

フレームレート：29.97fps

スキャン方式：ノンインターレース方式

縦長デジタルサイネージのイメージ



※ 啓発メッセージ画像の内容は、
契約締結後、別途協議する。

※ 詳細な仕様は、契約締結後に本市から提示する。

(5) 動画の放映

制作した動画について、京都市営地下鉄駅構内のデジタルサイネージで放映するよう、必要な調整等を行う。

ア 放映の留意点

- ・ 放映する媒体や期間等については以下の案を基本とし、委託料の範囲内において本市と協議のうえ決定し、放映されるよう申込、データ納品及び支払等の調整を行う。
(案) 京都駅（コトチカビジョン京都）2週間 22万円（税込）
四條駅（コトチカビジョン四條）2週間 44万円（税込）
北大路駅（北大路改札外デジタルサイネージ）2週間 8万8千円（税込）
- ・ 放映する時期については、2月中（予定）とし、詳細は本市と協議のうえ決定する。

4 納品

(1) 納品物

制作した動画データはDVD 10枚に収録（各ファイル形式、音声あり・音声なしバージョンをそれぞれ収録すること）し提出すること。

(2) 納品期限

京都市営地下鉄駅構内での放映用として、4本程度を令和6年1月29日（月）午後5時までに納品（納品場所は後日調整）し、残り4本程度を令和6年2月29日（木）午後5時までに納品すること。

(3) 納品先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（担当：堀越、土井）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

TEL：075-366-2250

※ 京都市営地下鉄駅構内での放映用の動画に係る納品先は別途調整する。

5 制作手順

- (1) 受託事業者は、本市と構成内容及びスケジュールについて協議を行う。
- (2) 受託事業者は、(1)の協議に基づき、シナリオ案及び絵コンテ等を作成し、本市に提出する。
- (3) 本市は、提案されたシナリオ案を校正し、シナリオ等を確定する。
- (4) 受託事業者は、シナリオ等に基づき、本市と十分協議を行いながら、収録・編集の作業を行う。

6 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託事業者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託事業者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

本委託業務により生じた著作権については、本市に帰属するものとする。

(5) 納品後の瑕疵

納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。

(以上)